

旧製材の日本農林規格(昭和 42 年農林省告示第 1842 号)第 10 条におけるひき角類の格付けの基準

区分	基準
	1 等
節	径比が 40%以下であり，かつ，集中径比が 60%以下であること。
入り皮又はやにつぼ	軽微であること。
丸身	20%以下であり，かつ，1 角においては 10%以下であること。
曲り	0.2%以下であること。ただし，「土台用」と表示してあるものにあつては，0.5%以下である。
ねじれ	きわめて軽微であること。ただし，「土台用」と表示してあるものにあつては，顕著でないこと。
木口割れ又は目まわり	10%以下であること。
繊維走向の傾斜(幅が 90mm 未満を除く)	80mm 以下であること。
平均年輪幅	6mm 以下であること。
あて	軽微であること。
腐れ又は虫あな	軽微であること。
端落ち	端落ち(材の 1 端の欠除した部分)の厚さ方向の長さの最大値と最小値の和の 1/2 の材の 1 辺長さに対する割合が 10%以下であり，かつ，材の長さ方向の長さが 0.2m 以下であること。
その他の欠点	軽微であること。
インサイジング	インサイジングは欠点とみなさない。ただし，その仕様は製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下がおおむね 1 割を超えない範囲内とする。
無節，上小節又は小節	「四方無節」，「三方無節」，「二方無節」，若しくは「一方無節」，「四方上小節」，「三法上小節」，「二方上小節」若しくは「一方上小節」又は「小節」と表示してあるものにあつては，別記 1 の(3)*の基準に適合していること。
寸法	表示された寸法と測定した寸法との差がそれぞれに次に掲げる数値に適合していること。 1 厚さ及び幅 -1.0mm 以下 2 長さ -0

\*別記 1 の (3) は多分製材の日本農林規格平 19 農水省告示第 1083 号より「曲げ試験に供する試料製材は製材の 1 荷口から 5 本又は 5 枚を任意に抜き取るものとする。ただし再試験を行う場合には 10 本又は 10 枚の試料製材を抜き取るものとする。」と思われる。